

【参考19】

○ 所得税の源泉徴収について

1 報酬、賃金の源泉徴収【所得税法第183条】

(1) 報酬額が、年額又は月額で規定されている場合は、給与所得の源泉徴収税額表の「月額表」を適用します。ただし、消防団員はその年中の支給額が5万円以下非課税。

団長：年額152,000円、分団長：年額79,000円、団員：年額35,000円
 例)年額：教育委員、農業委員、消防団員、社会教育指導員、資料整理奉仕員、交通安全指導員
 月額：議員、監査委員、臨時職員、幼児健康栄養士

(2) 報酬額が、日額で規定されている場合は、次のようになります。

① 委嘱期間が2か月を超える場合は、源泉徴収税額表の「日額表・乙欄」を適用します。

例)各種審議会委員、交通安全指導員、選挙管理委員、スポーツ推進委員等

② 委嘱期間が2か月以下の場合は、源泉徴収税額表の「日額表・丙欄」を適用します。

例)選挙立会人、投票立会人等

(3) 財務システムの区分は、「所得税その他」を選びます。

給与等の区分	税額表	扶養控除等申告書	適用欄	備考 (税額：平成24年)
・月ごとに支払うもの ・半月、旬ごとに支払うもの ・月の整数倍ごとに支払うもの	月額表	有	甲欄	88,000円未満は0円 88,000円以上は税額表確認
		無	乙欄	88,000円未満は3.063%相当額 88,000円以上は税額表確認
・毎日支払うもの ・週ごとに支払うもの ・日割で支払うもの	日額表	有	甲欄	2,900円未満は0円 2,900円以上は税額表確認
		無	乙欄	2,900円未満は3.063%相当額 2,900円以上は税額表確認
・日雇賃金(一時的な作業賃金)		不要	丙欄	9,300円未満は0円 9,300円以上は税額表確認

2 報償費の源泉徴収【所得税法第204条他】

(1) 講師謝礼等は、1回の支払金額の10.21%の税率で源泉徴収してください。これは、平成25年1月1日から復興財源確保法が施行されており、同法第28条の規定により、源泉所得税を徴収する際、1回の支払金額に0.21%の税率で復興特別所得税が上乗せされているからです。

財務システムの区分は、合計税率の「10.21%」を選びます。

(2) 各種委員等への出務謝礼は、3.063% (所得税その他) の税率で源泉徴収してください。

(3) 所得税法第204条に該当しない場合(例：スポーツ大会の審判員、司会等)や法人の所得となる場合は、源泉徴収する必要はありません。

《費用弁償 関係》

⑥ 議会の議員、委員会の委員等は、費用弁償を受けることができるとされています。(旅費ではなく、費用弁償です。)【法203②、203の2③】

○ 地方自治法〔抜粋〕

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

款(10)	項(2)小・(3)中	目(2)	細目(該当事業番号)	節(8)	細節(1)	細節(2)
教育費	小学校費・中学校費	教育振興費		旅費	旅費(職員)	費用弁償(講師)
講師の旅費、職員の出張旅費						
<p>☆事務の流れ 出張命令書兼出張依頼書作成⇒伝票作成⇒校長決裁⇒市教委へ</p> <p>*出張命令書兼出張依頼書の作成手順(54~56ページ様式参照) 旅費計算、請求者の住所・振込先の確認⇒出張命令書兼出張依頼書を作成⇒校長決裁⇒市教委へ提出⇒市教委決裁⇒学校へ決裁書類返却⇒決裁後の書類をコピーしたものに「請求者の印鑑」「受付印」を押印職員の場合は旅費請求年月日を記入する</p> <p>*自家用車使用(職員)の場合、出張命令簿兼出張依頼書を市教委へ提出するとき、旅費試算票を添付する</p> <p>*「支出負担行為兼支出命令書」で処理する 出張者(講師または職員)が債権者登録されていない場合は、一時債権者登録で処理する</p> <p>*支出負担行為兼出張命令書に旅費試算票をクリップして留めて提出する</p> <p>[伝票印刷後の処理] ※消耗品費のページを参照</p>						
<p>用務員の旅費</p> <p>*予算は、学校配当されていない財務会計入力者は、市教委担当者</p> <p>*所定の様式「出張命令書・旅費請求書」を市教委担当者に提出する</p> <p>①1学期分(4月~8月) ⇒ 8月下旬提出 ②2学期分(9月~12月) ⇒ 12月下旬提出 ③3学期分(1月~3月) ⇒ 3月下旬提出</p>						
留意事項		添付書類	備考			
<p>・検収証明 検収日…出張月日を記入 校長が旅行者の場合は、検収者名は記入・押印しない ・出張者の振込口座の確認 旅費の算出 四万十市の旅費規則により算出 県内…日当 2,000円 宿泊料 8,000円 県外…日当 3,000円 宿泊料 12,000円 ※日当は原則支給 交通費…公共交通機関利用で市町村間の実費を支給。(最寄り駅・バス停まで) ※バック料金の場合はその金額で請求する ※交通費は、JRやバス会社に問い合わせるか、インターネット等で調べる ※市内交通費は、四万十市デマンド交通エリア利用(ガイド等で計算) ※講師は自家用車での支給はできない ※職員が私車を利用した場合1キロメートルあたり29円で支給される</p>		<p>出張命令書兼出張依頼書 ・歳入歳出外現金一時借入金収入書(伝票登録後に出力されるもの) ・旅費試算票(職員が自家用車利用する場合) ・旅費額が確定できる書類</p>	<p>*費用弁償として旅費を支払う場合は、源泉徴収を行うこと H18.9.20 会計課長通知文書「講師等に支払う費用弁償としての旅費からの源泉徴収の取り扱いについて」参照 但し、出張として呼ぶ場合は税は引かない *源泉徴収を行った場合、「歳入歳出外現金一時借入金収入書」の用紙が出力される。 決裁欄 「主管課長 補佐等 係長 係」を二本線 で消す(訂正印不要) 「校長 係 合議 合議」になおして、校長・係欄に押印する</p>			
<p>・行程が8Km以上あれば旅費が支給される 通勤経路が行程に含まれる場合は、その距離を除いて旅費を算出 但し、一旦学校へ出勤してから出張は勤務時間内の公務出張のため、往路については通勤経路と重複する区間であっても支給される ・1Kmあたり37円支給 旅程に1Km未満の端数は切り捨て ・目的地で勤務時間内を過ぎない場合は、学校へ帰ること 勤務時間内に自宅に帰る場合は年休処理で、復路の行程は算出されない</p>						

事務連絡

平成18年9月20日

各所属長様

会計課長

講師等に支払う費用弁償としての旅費からの源泉徴収の取り扱いについて（通知）

うえのことについて、所得税法第204条に規定する源泉徴収については、今後の支払い分から下記のとおり取り扱ってください。

記

技術を教える 10.21%

○ 助言者、アドバイザーは
徴収なし

時間の拘束がない場合

1 講演・研修等の講師及び技芸、スポーツ等の実技指導者に対し、謝金の支払いと併せて費用弁償としての旅費を支給する場合は、謝金だけでなく旅費からも源泉徴収を行うこと。（所得税法第204条第1項第1号）

ほとんどがこれにあたるのではないかと

2 弁護士等に対し報酬の支払いと併せて費用弁償としての旅費を支給する場合は、報酬だけでなく旅費からも源泉徴収を行うこと。（所得税法第204条第1項第2号）

3 上記1及び2において謝金・報酬等を支給せず、費用弁償としての旅費のみを支給する場合も源泉徴収を行うこと。

4 辞令、委嘱状等を交付した各種委員等に支給する費用弁償としての旅費については、源泉徴収を日額表乙欄適用で所得税額を算出していることから、給与所得を有するものとして非課税となること。（所得税法第9条第1項第5号）

5 源泉徴収された旅費に係る交通費、宿泊料等は、確定申告することにより必要経費として認められることとなります。